

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税抜) (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31.82	35.00
120 キロワット時をこえ 280 キロワ ット時までの 1 キロワット時につき	37.48	41.23
上記超過 1 キロワット時につき	40.82	44.90

② 従量電灯 3

(a) 基本料金

基本料金は、その 1 月につき次のとおりといたします。

(税抜) (税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	362.34	398.57
---------------------	--------	--------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税抜) (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31.82	35.00
120 キロワット時をこえ 280 キロワ ット時までの 1 キロワット時につき	37.48	41.23
上記超過 1 キロワット時につき	40.82	44.90

③ 低圧電力

(a) 基本料金

基本料金は、その 1 月につき次のとおりといたします。

(税抜) (税込)

契約容量 1 キロワットにつき	1,240.07	1,364.08
-----------------	----------	----------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税抜) (税込)

夏季料金	1 キロワット時につき	25.84	28.42
その他季料金	1 キロワット時につき	25.84	28.42

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税抜) (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>32.12</u>	<u>35.33</u>
120 キロワット時をこえ 280 キロワ ット時までの 1 キロワット時につき	<u>37.78</u>	<u>41.56</u>
上記超過 1 キロワット時につき	<u>41.13</u>	<u>45.24</u>

② 従量電灯 3

(a) 基本料金

基本料金は、その 1 月につき次のとおりといたします。

(税抜) (税込)

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	<u>376.20</u>	<u>413.82</u>
---------------------	---------------	---------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税抜) (税込)

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>32.12</u>	<u>35.33</u>
120 キロワット時をこえ 280 キロワ ット時までの 1 キロワット時につき	<u>37.78</u>	<u>41.56</u>
上記超過 1 キロワット時につき	<u>41.13</u>	<u>45.24</u>

③ 低圧電力

(a) 基本料金

基本料金は、その 1 月につき次のとおりといたします。

(税抜) (税込)

契約容量 1 キロワットにつき	<u>1,271.75</u>	<u>1,398.93</u>
-----------------	-----------------	-----------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(税抜) (税込)

夏季料金	1 キロワット時につき	<u>26.06</u>	<u>28.67</u>
その他季料金	1 キロワット時につき	<u>26.06</u>	<u>28.67</u>

別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とします。）からその翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。	別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金） 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。												
別表 7（最低月額料金） 最低月額料金は、お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。 <table><tr><th>供給区域</th><th>最低月額料金 （税抜）</th><th>最低月額料金 （税込）</th></tr><tr><td>北海道電力エリア</td><td>375 円 47 銭</td><td>413 円 02 銭</td></tr></table>	供給区域	最低月額料金 （税抜）	最低月額料金 （税込）	北海道電力エリア	375 円 47 銭	413 円 02 銭	別表 7（最低月額料金） 最低月額料金は、お客さまの供給地点の供給区域ごとに、次のとおりといたします。 <table><tr><th>供給区域</th><th>最低月額料金 （税抜）</th><th>最低月額料金 （税込）</th></tr><tr><td>北海道電力エリア</td><td>385 円 16 銭</td><td>423 円 68 銭</td></tr></table>	供給区域	最低月額料金 （税抜）	最低月額料金 （税込）	北海道電力エリア	385 円 16 銭	423 円 68 銭
供給区域	最低月額料金 （税抜）	最低月額料金 （税込）											
北海道電力エリア	375 円 47 銭	413 円 02 銭											
供給区域	最低月額料金 （税抜）	最低月額料金 （税込）											
北海道電力エリア	385 円 16 銭	423 円 68 銭											
付則 本約款は、2025 年 4 月 1 日より適用する。 2022 年 4 月 1 日改定 2022 年 8 月 1 日改定 2023 年 4 月 1 日改定 2024 年 4 月 1 日改定 2024 年 8 月 1 日改定 2025 年 4 月 1 日改定	付則 本約款は、2025 年 10 月 1 日より適用する。 2022 年 4 月 1 日改定 2022 年 8 月 1 日改定 2023 年 4 月 1 日改定 2024 年 4 月 1 日改定 2024 年 8 月 1 日改定 2025 年 4 月 1 日改定 2025 年 10 月 1 日改定												